

「エチプロール」「ベンチアバリカルブイソプロピル」「クレトジム」
「シペルメトリン」及び「ナイカルバジン」の食品安全基本法第24
条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項の規
定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回
目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験デー
タは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品
衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討す
ることとしている。

1. エチプロール（農薬）
2. ベンチアバリカルブイソプロピル（農薬）
3. クレトジム（農薬）
4. シペルメトリン（農薬及び動物用医薬品）
5. ナイカルバジン（飼料添加物及び動物用医薬品）

エチプロール

1. 今回の諮問の経緯

- 平成25年9月9日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	エチプロール (Ethiprole)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	フェニルピラゾール系殺虫剤である。クロライドイオンチャンネルに結合し不活性化させ、クロライドイオンの流れを止めることにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物：水稻、だいす、りんご等 今回、マンゴーへの適用拡大申請 使用方法：散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR* ¹	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：米、茶 カナダ基準：米、茶 EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成15年10月29日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成16年7月22日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成19年12月4日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年2月28日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成21年12月14日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成22年7月22日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ADI = 0.005 mg/kg 体重/day</p>	

*1 JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ベンチアバリカルブイソプロピル

1. 今回の諮問の経緯

- 平成25年9月27日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ベンチアバリカルブイソプロピル (Benthiavalicarb-isopropyl)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	アミノ酸アミドカーバメート系殺菌剤である。作用機構はリン脂質の生合成系阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	<p>農薬登録がなされている。 適用作物：きゅうり、トマト、ぶどう等 今回、いちじく、いちご、ブロッコリーへの適用拡大申請</p>	
	使用方法：散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR*1	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：ぶどう、トマト等 カナダ基準：ぶどう、トマト等 EU基準：ぶどう、トマト等 豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成15年12月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成18年11月16日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【2】平成19年12月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年3月13日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【3】平成22年2月22日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年2月10日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>【4】平成24年5月16日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年10月29日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ADI = 0.069 mg/kg 体重/day</p>	

*1 JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

クレトジム

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	クレトジム (Clethodim)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	シクロヘキサンジオン系の除草剤である。植物体内での脂肪の生合成を阻害することにより枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物：だいず、かんしょ等 使用方法：散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR* ¹	ADI = 0.01 mg/kg 体重/day
	国際基準	だいず、ばれいしょ、らっかせい等
	諸外国	米国基準：たまねぎ、きゅうり等 カナダ基準：だいず、たまねぎ等 E U 基準：たまねぎ、トマト等 豪州基準：たまねぎ、だいず等 ニュージーランド基準：うり科、なす科等
食品安全委員会での評価等	初回	

*1 JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

シペルメトリン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	シペルメトリン (Cypermethrin)		
構造式			
用途	殺虫剤		
作用機構	合成ピレスロイド系の殺虫剤である。末梢及び中枢神経の軸索並びにシナプスに働き神経膜のイオン透過性を変化させることにより、殺虫効果を示すと考えられている。		
日本における登録状況 (食用)	<p>【農薬】 農薬登録がなされている。 適用作物：きゅうり、トマト、かんきつ、りんご等 使用方法：散布等</p> <p>【動物用医薬品】 承認されていない。</p>		
国際機関、海外での評価状況	JMPR* ¹	A D I = 0.02 mg/kg 体重/day	
	JECFA* ²	A D I = 0.02 mg/kg 体重/day	
	国際基準	小麦、大麦、いちご、かんきつ等	
	諸外国	米国基準：ブロッコリー、キャベツ、たまねぎ等 カナダ基準：いちご、オレンジ、ぶどう等 E U 基準：小麦、大麦、バナナ、いちご等 豪州基準：小麦、大麦、バナナ、オレンジ等 ニュージーランド基準：ブロッコリー、キャベツ等	
食品安全委員会での評価等	初回		

*1 JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

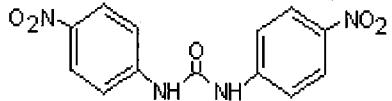
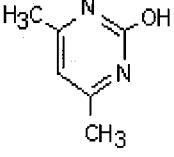
*2 JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

ナイカルバジン

1. 今回の諮詢の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	ナイカルバジン (Nicarbazin)	
構造式	 <chem>O=[N+]([O-])c1ccc(NC(=O)Nc2ccc([N+]([O-])=O)cc2)cc1</chem> 4,4' -ジニトロカルバニリド	
	 <chem>CN1C=NC(O)=NC1</chem> 2-ヒドロキシ-4,6-ジメチルピリミジン	
	(両者の等分子化合物)	
用途	寄生虫駆除剤	
作用機構	コクシジウム原虫の第2世代シゾント及びメロゾイトの発育を抑制することで、コクシジウム原虫に駆除作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況 (食用)	<p>【飼料添加物】 指定されている。 対象動物：鶏、うずら</p> <p>【動物用医薬品】 承認されている。 対象動物：鶏（産卵鶏を除く）</p>	
国際機関、海外での評価状況	JECFA ^{*1}	A D I = 0.4 mg/kg 体重/day
	国際基準	鶏
	諸外国	米国基準：鶏（食肉用） カナダ基準：鶏 EU基準：鶏（産卵鶏を除く） 豪州基準：鶏 ニュージーランド基準：鶏、その他の家きん
食品安全委員会での評価等	初回	

*1 JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

(別添 2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【エチプロール】

- ・作物残留試験
- ・毒性試験（免疫毒性、急性毒性）

【ベンチアバリカルブイソプロピル】

- ・作物残留試験